

公益財団法人 公益法人協会 第43回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成29年9月27日(水) 15時～16時50分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 3階「徳」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 8名
(出席) 太田達男、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、鶴見和雄、時枝(雨宮)孝子、
堀田 力、山岡義典
(欠席) 浦上節子、亀谷(黒田)かをり、高宮洋一、田中 皓、橋本大二郎、早瀬 昇、
福原義春
(監事出席) 谷村 啓、中田ちづ子、平川純子
- 5 議案等
 - 決議事項
 - 第1号議案「評議員会へ提出する定款変更(案)」の件
 - 第2号議案「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件
 - 第3号議案「『理事の職務権限規程』の改定」の件
 - 第4号議案「退任常勤理事に対する退職慰労金」の件
 - 第5号議案「コンプライアンス担当理事の選任」の件
 - 報告事項
 - (1) 特費に関する行政庁との経緯及び結果
 - (2) 平成30年度税制改正要望書の提出
 - (3) 平成29年度事業及び財務の進捗状況
 - (4) 個人情報管理細則
 - (5) トップ・マネジメントセミナーの開催
 - (6) 東アジア市民社会フォーラム
 - (7) 法人管理
 - (8) 平成29年6月以降の職務執行の状況(全般)
 - (9) その他
- 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で鶴見常務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「評議員会へ提出する定款変更(案)」の件

鈴木副理事長より、会長職の職務権限を定める定款変更(案)について説明があった。説明によると、改定案は、定款第34条第5項として、会長の職務に関する規定を追加し、したがって第6項は繰下げとなる。これに付随し、報告の省略に関する第51条第2項の参照条文の項数も変更となる。当協会では、2年前の定時評議員会で定款変更を行った際、新たに会長職を設置したがその職務については規定がなく、また、本年6月に太田理事が会長に就任した際には、代表理事、業務執行理事にならなかったため、職務権限規程に規定することはできない。したがって今回は表見代理の問題もあり、定款を変更し、会長の職務を規定する提案を行うものである。定款変更により、会長は理事長から委嘱された職務のみ行うことが明文化される。また、費用や業務に対する対価については、前回理事会で勤務日数に応じ謝金として支払うこととされたが、その具体的な金額についてはさらに検討させていただきたい。この定款変更は、次回3月の評議員会まで間があるため、決議の省略の方法による評議員会によるものとし、その決議が成立した時点から適用するものとする。なお、本議案が承認された際は、次の第2号議案で評議員会みなし決議を求める提案を行うが、みなし決議成立までの空白期間において、会長が理事長から委嘱された職務のみを行うことが実態であれば、問題は生じないであろうとの顧問弁護士の意見があった。以上であった。

同議案について、次の質疑応答があった。

(平川監事) 業務を執行する理事、執行しない理事はどこで決まるのか。

(鈴木副理事長) 今回は、6月27日の定時評議員会後の臨時理事会で決定した。雨宮理事と鈴木が代表理事、鶴見理事が業務執行理事に選任された。

(平川監事) それ以外の理事は業務を執行しない理事、ということか。業務を執行しない理事は他にもいるのに、なぜ定款で会長の職務だけを定めるのか、唐突な印象がある。

(鈴木副理事長) 議案説明で申し上げたが、一般的には会長という職名から表見代理という意味合いがあり、内閣府の指導もあることから明記するものである。

(堀田理事) 会長が行う、理事長から委嘱された業務の範囲は何か。委嘱に関する規定、委嘱事項等、一般の方にも分かるようにした方がよいのではないか。

(平川監事) 委嘱の範囲では執行する、ということか。

(鈴木副理事長) 委任であるから、理事長が執行しているのと法律的には同じ、ということになる。会長が業務執行を行うことについて、理事長にはそれを委嘱する権限がある、ということである。個々の事業に関して、委嘱をするかしないか理事長が決定する。

(雨宮理事長) 委任する範囲を文章化することは難しい。個々の業務毎について委任することを考えている。

(堀田理事) 職員に対してではなく、業務執行理事ではなくとも理事であるから、委嘱事項を決めておかないと傍からみると何ですか?となる。決められた形の権限を持つ

ていることを公示することが運営上好ましいのではないかと。大まかによいと思う。

(雨宮理事長) 現在、すでに委嘱の範囲内のことはしていただいている。それほど限定的ではないし、また、太田会長でなくてはできないこともある。職員も理解していると思うが、それを外に公示するとなるとどのような方法がよいか、難しい。

(堀田理事) 理事会議事録に、報告事項として記載しておけばよいと思う。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件

鈴木副理事長より、第1号議案で承認いただいた定款変更案を、決議の省略の方法により評議員全員の同意を求める本議案につき説明があり、審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『理事の職務権限規程』の改定」の件

雨宮理事長より、代表理事及び業務執行理事の職務権限に関する標題規程改定案の骨子について、また、鶴見常務理事よりは具体的な内容を記載した別表について説明があった。説明によると、改定案の主眼は、鈴木理事の業務執行理事・専務理事から代表理事・副理事長への異動に伴い、規程中の文言「専務理事」を「副理事長」に変更することであり、また、新たな常勤役員構成になったことから、「別表」を大きく変更、担当業務の細目まで規定することとした。施行は本日からである。新理事長の役割や、事業全体統括・指揮、内部統制や渉外や、発生頻度が高い外部会合の出席等について誰が行うのか、業務に即した分担とすべく精査・分析を行った。課題は最終決裁者たる理事長が不在の場合の対応であったが、常勤の代表理事である副理事長がそれをカバー、細かい業務は常務理事が対応するとともに、各事業の指揮者、権限と責任、決裁者を段階的に明確にすることで、業務の多様化に応え、スピード感を維持しつつ適切な業務に繋げることを企図し作成した、とのことであった。

同議案について、次の質疑応答があった。

(山岡理事) 従来と大きくは変わっていないことと思われる。実態に合わせて明文化したらこうなった、という理解でよろしいか。

(雨宮理事長) ご理解のとおりである。内容を確認し、整理した結果が改定案である。

(谷村監事) 新旧を対照すると、専務理事を消して副理事長にした箇所は、職制が変わるたびに変えるのか。

(鈴木副理事長) 変更したらその時は改定する、ということになる。

(岸本理事) 事業全体の統括・指揮について、理事長の職務として全体方針の策定は含まれないのか。読み取ることにはできるが、明文化した方がよいのではないかと。

(雨宮理事長) その辺りは修正したいと思う。

(堀田理事) 規程を定めても、規程は規程、ということである。権限を定めれば責任を持つことになるが、資産の保管・管理の責任者を定めるべきである。

(中田監事) 資産の管理については、経理規程で定めるのではないかと。

(堀田理事) 経理規程に定めたことであっても、権限規程に明文化する必要がある。

(雨宮理事長) ご指摘の点は、フォローするようにしたい。

(堀田理事) 直接責任と統括責任があり、その点は賠償責任が生じたときには重要である。

(鶴見常務理事) 誰がその案件のオーナーであり、誰がリスクを取るのかということを決めておかないと、職員は判別できない。その点は非常に重要なことだと思っている。当協会では常務理事が事務局長を兼任しているので、厳重に保管したい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「退任常勤理事に対する退職慰労金」の件

鈴木副理事長より、役員報酬規程の改定に係る6月以降の機関審議の経緯とともに、退職慰労金の算定に関する説明があった。説明によると、慰労金の対象は前代表理事の2名であるが、理事会が定時評議員会に提出した役員報酬規程の改定案に関して、退職慰労金の現在並びに改定案の水準は低いことから、計算方法を含めて上限を引き上げるよう検討されたい旨の要請があり、評議員会から理事会に差し戻す決議がされ、結果、理事会、次いで評議員会を決議省略の方法により行い、改定された。具体的な金額の決定は理事会が行うわけであるが、改定された規程で支給額の上限を算定すると、現在の引当金残額を400万円弱オーバーし、当協会の財務体質では耐え難いこと、また、当初不合理性が指摘された旧規程による算定額の逆転現象(在任年数の長い理事長の金額を年数の短い専務理事の金額が上回る)は新規程ではクリアすることから、今回は新規程の範囲内で、下記のとおり現実的な金額を提案する、とのことであった。なお、決議に当たって、退職慰労金支給対象の一人である太田理事は利害関係者として、議案説明及び質疑中は退席した。

<支給額案> 太田理事(前理事長) 504万円

金沢前理事(前専務理事) 480万円

同議案について、次の質疑応答及び意見があった。

(中田監事) 評議員会で一旦否決された金額を改めて提案する、という理解でよいか。

(鈴木副理事長) 確かに金額は同じであるが、あくまでも改定後の規程に基づき算定した金額である。

(中田監事) 説明資料の順序に分かりづらいところがあるが、算定するとこの金額になるということか。

(山岡理事) 上限までの範囲内で、金額を決定するのは理事会マターである。

(谷村監事) 退職慰労金の引当を従来の規程に沿って行っていたので、新規程では引当不足になり、それが金額に反映したということか。

(鈴木副理事長) 今後は、新規程に基づいて引当金額を上げていくことになる。

(岸本理事) 前期末の引当金残高 1,187 万円から太田さん、金沢さんの慰労金 984 万円を除くと、鈴木副理事長の引当残額が分かる。

(中田監事) 会計的には、新しい規程に基づき、年度末に要支給額を積み立てることになる。

(鈴木副理事長) 本議案における退職慰労金の計算はあくまで今回限りということであり、今後は新規程の趣旨を取り入れることとし、その意味では先例にはしなないとご理解いただきたいと思います。

(山岡理事) 今後は、上限に対して引当金を積み立てるということだが、下限は決めないのか。

(鈴木副理事長) 在任中の職務執行などを考慮し、懲罰的な措置はあり得るのではないかと考えている。

(岸本理事) 職員の退職引当金は当然、別に積立てていると思うがどうか。

(鈴木副理事長) 平成 28 年度貸借対照表をみると、職員退職給付引当資産として前期末の要支給額として 3,000 万円弱を積み立てている。

(山岡理事) 法人として今後は、上限の金額を支給できるよう努力する、ということであろう。

(片山理事) 一般的には、支給額が規程上限の半額近いということは、あまり例がないのではないか。規程の上限額が支払われる場合が多いと思うが、今回は財務状況から現実的にこれでやっていくということか。一般企業であれば業績を考慮するが、非常利法人の場合は業績の代わりに常識で、ということになるのか。

(谷村監事) むしろ一般的には、退職金は給与に組み入れられ、なくなりつつある風潮だ。

(中田監事) 改定後の規程は普遍性がある。6 月の改定案では、任意の期間として連続する 8 年間を取るとの算定は不明瞭で、気持ちが悪い印象があった。

審議の結果、原案どおりの金額を速やかに支給することを、出席理事全員一致で可決した。

第 5 号議案「コンプライアンス担当理事の選任」の件

雨宮理事長より、規程に基づくコンプライアンス担当理事の選任につき議案説明があり、審議の結果、原案どおり鈴木理事の再任を出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

(1) 特費に関する行政庁との経緯及び結果

雨宮理事長から、6 月 9 日の理事会で特定費用準備資金の「財政基盤安定化基金」を本年度全額取り崩し、流動資産とすることを全会一致で決議し、8 月 25 日に特費の扱い、経緯についてまとめホームページに掲載した。次いで 8 月 31 日、雨宮理事長、鈴木副理事長、鶴見常務、長沼事務局次長の 4 名が内閣府認定等委員会事務局を訪問、相馬事務局長以下 7 名と面談し、内閣府からは①理事会における理事の発言内容、認識についての確認、②当協会から特費に関する外部への説明について確認があった。①については役員会で行った審議の内容を音源から聞き直し、②については相談室事業での発言内容や、ホームページ「ポイントシリーズ」「公益法人・一般法人なんでも Q & A」掲載内容を改めて確認した。①では平成 27 年 11 月に開催した監事会において、中田監事より反対意見があったこと、その後の 12 月理事会では理事から特に反対意見はなく、法令を逸脱する認識はその時点ではなかったことを説明した。相馬氏からは、①ホームページの最新情報について、時間が経つと確認しづらくなる点を改善すること、②会長、副理事長、常務理事の職務権限をより明確にすることについて要望があった。特定費用準備資金のことは内閣府の会計研究会でも議論しており、公法協だからと言って対応を甘くするわけにはいかない。公益法

人協会には、公益法人の中間支援組織としての役割を再認識し、他の法人の模範となってもらいたい。また、税制改正要望、寄附税制について従来から意見交換しているが、公益法人の環境整備について、現在以上に公法協が果たす役割がある。今年度は要望に止まらず、内閣府としては制度の周知に力点を置きたい。実務の周知は内閣府だけでは足りないため、公法協はパートナーと認識している。寄附に関するアンケート調査結果は「公益認定等委員会だより」に掲載する、とのコメントがあったとのことであった。

(2) 平成 30 年度税制改正要望書の提出

鶴見常務理事から、8月に提出した何要望書の内容について説明があり、要望項目の説明とともに、成否は衆議院総選挙の結果に左右される、とのコメントがあった。

(3) 平成 29 年度事業及び財務の進捗状況

鶴見常務理事から7月までの財務状況について、1/3 経過時点の基準値 33.3%を超えているので、収益面で本年度予算は達成可能であるが、一方で費用抑制を念頭に置きたいこと、また、29 年度末の会員をプラス 30、1,470 件として予算化していたが、目下は 1,448 件と未達であり、現実的には目標達成がかなり厳しいこと、入会を促進するプロモーションをかけたいとの報告があった。

(4) 個人情報管理細則

鶴見常務理事から、6月理事会で承認された改定個人情報管理規程の細則の策定が遅れているが、11月中に理事長決定とし、次回理事会で報告したいとの説明があった。

(5) トップ・マネジメントセミナーの開催

鶴見常務理事より、11月20、21日に葉山で開催する同セミナーのプログラムについて報告があり、ゲストの一人として元マラソンランナー・増田明美氏の講演を予定しているとの案内があった。

(6) 東アジア市民社会フォーラム

鈴木副理事長から、高宮理事、山岡理事、太田理事及び自身が参加し、8月下旬に韓国で開催された第8回同フォーラムの内容について報告があった。

(7) 法人管理

本年度上期の状況等に関する社内コンプライアンス委員会の報告として、鈴木副理事長から特に問題はなかったことが、また、鶴見常務理事からは7月以降の職員の採用、退職等について予定を含めた報告があった。

(8) 平成 29 年 6 月以降の職務執行の状況（全般）

資料を元に、各事業に係る職務執行につき、各業務執行理事より報告があった。





(9) その他

雨宮理事長より、次回理事会は12月11日開催し、会議後は例年どおり評議員、顧問を交えた懇親会を行う旨、案内があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので16時50分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年9月27日

代表理事	時枝	孝子 (雨宮 孝子)	
代表理事	鈴木	勝治	
監事	谷村	啓	
監事	中田	ちず子	
監事	平川	純子	